

●漁船損保公示第101号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

なお、指定漁船調書は令和7年2月18日から同年3月4日まで漁業協同組合において縦覧に供する。

令和7年2月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 発起人の住所及び氏名

丸亀市富士見町5丁目10番11号 島 敏雄

丸亀市御供所町2丁目10番4号 七座 広文

丸亀市御供所町2丁目8番1号 島田 進

丸亀加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

中讃西部漁業協同組合